

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都新宿区下宮比町 2 番 26 号
(名 称) 株式会社ソフィアホールディングス
(法人番号 9011101054751)

上記被審人に対する平成 29 年度 (判) 第 26 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 185 条の 6 の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 600 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 30 年 5 月 21 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 30 年 3 月 19 日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都新宿区下宮比町2番26号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社において、未達であるテレビ受信機器の販売計画を達成したと偽ったことによって、棚卸資産評価損の計上を適正に行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

開示書類		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成26年6月27日	第39期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)に係る有価証券報告書	平成25年4月1日～平成26年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損失が136百万円であるところを56百万円と記載	・棚卸資産評価損の不計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

法第24条第1項及び第172条の4第1項本文

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第39期事業年度会計期間に係る
有価証券報告書に係る課徴金の算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じ
て得た額(1,092,818円)

が、

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。